

深山 明編著 『EUの経済と企業』

御茶の水書房 2004

小山 明 宏

1. はじめに

EUに関する研究書がどれくらい公刊されているかについては、正直なところ評者は、詳しくは知らない。ただ、新聞や雑誌の広告などで日常、目にする限りにおいては、それなりの数のものが目に触れている気がする。また、聞くところでは、わが国にも「EU学会」という学会があるようで、その活動に関してもなにがしかの噂を聞くことはある。

ただし、これも評者の知る限りにおいてであるが、そこでの関心の中心は、財政、金融、貿易などの、いわゆる経済学的な興味を中心であるやに聞いている。もちろんそれらは、非常に重要かつ有用なテーマであり、わが国の優れた研究者たちがそこに集い、議論を重ねることによって、必ずや質の高い結論が得られているものと信じている。

ここで更に話を進めれば、評者が「経済学的な」と呼んだことは、またもや評者の見聞の狭さ、あるいはひょっとしたら誤解によるものかもしれないのである。というのは、前述の財政、金融、貿易などのテーマは、私たちが「経済学」という名前から思い浮かべるトピックとしては、ごく典型的なものだからである。「経済学」という分野には、当然、これら以外にも多様な領域が存在し、こうして、前述のものだけが「経済学」だ、等と考えるのは、まさに無知を暴露することになるかもしれないのである。しかし、当然それら、すなわち、財政、金融、貿易などは、EU全体に最も強く影響を与えるものであることには、誰も異論はないであろう。

こうして見てくると、本書、深山 明編著

『EUの経済と企業』は、大変ユニークな本であることがわかる。すなわち、本書の章立てを見ると、「第 部 EUの経済」でとりあげられているのが、EUの組織構造や政策決定の制度、EU全体の統治の問題、エネルギー問題、鉄道の問題など、日常あまり目にしない、しかし面白そうなテーマだからである。そして、一番重要なことは、第 部でEUの企業という、他に文献が多くはないと思われるテーマがとりあげられていることで、これは本書の最大の貢献であろう。第 部でとりあげられているヨーロッパの株式市場の統合についても、評者は広い意味で第 部のトピックと考えている。すなわち、本書は、いままであまり類書のない、貴重な資料であることが、まず見えてくる。そこで、以下では、評者の目についた中で、本書の特徴的な面について、検討してゆくこととする。

2. EUの経済

EUという概念は、日本にどっしりと腰をおろして動かない人間にとっては、文字通り名前だけ（名目的にしか）わからないものであろう。これは一般的に言えることであるが、海外のことは、そこへ行き、住んだことがある人間でないと、実感をもって理解することは（旅行で行ったことがある、あるいは当該国に「友人がいる」などという程度では）むずかしいものである。評者はEUといっても、住んだことがあるのはドイツに3年ほど、であるが、EUの本格的な始動によって、たとえば国境に監視のための建物があっても、もう無人となっていて、それまで厳粛に存在していた「国境」という概

念が、実質的になくなってしまうことを、まざまざと感じたものである。

EUの経済という枠組みからは、評者にとっては、このことを最も実感させるのは、本書第3章所収の、「ヨーロッパの株式市場統合の行方」という論稿である。周知の通り、ドイツにとっては、ドイツを中心とするヨーロッパ金融市場の統合は、いわば長年の夢であり、EUの新通貨ユーロの利用にあたっては、ドイツではテレビなどを通じて派手にその宣伝が繰り広げられていた。評者の当時のドイツ滞在中も、ユーロ（ドイツ語ではオイロ）がどこで入手できるかが頻りにハレ（Halle）やミュンヘン（München, Muenchen）のテレビで宣伝されていて、そのあまりの回数に多少驚いた記憶がある。通貨統合後の金融政策を一手に握ることとなる欧州中央銀行（ECB, European Central Bank）についても、それが通貨統合参加国全体の金利を決めるなど強力な権利を持つため、ドイツとしてもぜひその主導権を握りたいところであり、その初代総裁はフランスから出すかわりに、本部はフランクフルトに置く、という暗黙の合意がなされていたとさえ言われている。このような状況の下で、それまでのような貧弱な証券市場では、ドイツ政府としてもなかなか肩身の狭いところであり、このような流れの中で、1997年9月には、旧東ドイツの国民車「トラヴァント（いわゆるトラヴィの愛称を持つ）」の製造会社だった、ツヴィッカウ（Zwickau）に本社を置く旧国営企業の「ザクセンリング・アウトモビルテヒニク（Sachsenring Automobiltechnik）」が、ドイツ統一7周年記念の前日、10月2日に、めでたくフランクフルト証券取引所の店頭株式市場に上場された。旧東ドイツの国営企業はほとんどすべてと言って良いほど、低技術、低労働意欲、非効率的生産、老朽設備などの難点から、統一後の信託公社によって競売に出され、結局買い手がつかずに次々に解体されていた。ザクセンリング社の場合、他からの支援を受けずに、純粋に自力で上場を

果たした、旧東ドイツ系の企業では初めての会社であり、一度解体の後、1993年秋に再出発して以来4年でここまで漕ぎ着けたものである。この上場により同社は自己資本比率を20%から40%に引き上げる計画であるという。ドイツ政府にとってもこの上場は、ドイツ証券市場の活発さを少しでもアピールする良いチャンスであった。旧東ドイツの国営企業は大半が解体の処置がとられたが、資本市場の発展とからませてこれらを育成するアイデアは、大いにアピールするものがある。

元々ドイツの証券取引所の関係者間では、取引所の統合の必要性は議論されていたとされる。具体的には1986年7月に設立された、全国の8つの取引所による、ドイツ証券取引所協議会が、取引所間の共通の問題を協議するとともに、共通の業務規定案を定め、対外的にはドイツの各取引所を代表する活動も行っていた。その場では当然、ドイツの8つの取引所の統合的活動も議論の対象となっていた。しかしそこにはいくつかの問題が存在していた。そのうち重要なものは次の二つであったとされている。

ドイツでは各州政府が独自の政策を遂行しており、第1党がどこであるか（CDUかSPDか）によって、かなり政策に違いが出てくる。そして、各取引所の設立・監督が、法的には各州政府によって行われるため、州をまたいだ意思決定の合意が、簡単ではないこと。90年代初頭までは、デュッセルドルフ証券取引所を中心として、各取引所の思惑があり、フランクフルトへの統合によって市場間のバランス、あるいは市場原理が働かなくなることに関する心配が強かったこと。

しかし1990年10月の東西ドイツの再統一を契機として、復帰した旧東ドイツの、あまりの立ち遅れの顕在化、そしてイギリスのビッグ・バンの実現で、ドイツ証券市場の国際競争力のなさが否応なく明らかとなった結果、この問題に正面から立ち向かわなくてはならなくなったのである。たとえば旧東ドイツの再開発や旧ソ連・

共産圏諸国への投資のための資金、そしてその主の事業の中継地としての地理的・歴史的な事情から、ドイツの証券市場が大いに可能性を秘めているのに、現状ではそのチャンスを生かせないこと、そして1991年に発生した、大手商業銀行のディーラーによるインサイダー取引の発覚に対し、アメリカからの強い批判があったことは、証券取引に関するドイツの制度がいかに立ち遅れているかをはっきりとさせたのである。

一方、ドイツでは1993年1月1日にフランクフルトにドイツ取引所株式会社 (Deutsche Börse Aktiengesellschaft) が設立され、強力な肩入れが行われている。このようなドイツの証券市場の改革の試みが一気に顕在化した背景には、ロンドン市場における、いわゆるビッグバンとその成果に、ドイツの関係者が危機感を抱いたことが第一に挙げられる。

本書第3章所収の、「ヨーロッパの株式市場統合の行方」という論稿では、「証券取引所の統合、証券決済機関の統合、清算機関の統合」という形でのヨーロッパ株式市場の統合への最近の動きを、クロノロジカルに大変綿密に検討している。これによると、やはりドイツ取引所の動きはかなり目立っており、ドイツ取引所/クリアストリーム連合、ユーロネクスト/ユーロクリア連合、ロンドン証券取引所、という3大勢力の発生、そしてその後のドイツ取引所によるクリアストリームの買収、等々、非常に興味深い展開が紹介されている。そして最後に、1999年の単一通貨ユーロの導入は、為替相場の変動という障壁を取り除き、取引上間の競争が再び活発化するものと当時考えられていて、1998年のロンドン証券取引所とドイツ取引所の戦略的提携以来、ヨーロッパ株式市場の統合への動き、そして競争は活発化したものの、統合はさほど進んでいるとは言えないとしている。一部では、株式市場の統合は民間ベースではなかなか進展しないとみて、欧州委員会がイニシアティブをとることによって進めてもらおうという期待があったそうである。しかし、欧州委

員会はむしろ、民間ベースでの競争による統合を促進するための環境づくりを主眼とした活動のようで、当初期待された方向には進んではいないようである。

この論稿以外にも、エネルギー自由化、EU共通鉄道政策などについて、その議論の進展が詳細に検討されており、非常に興味深い。読者は、これらの論稿により、最先端の議論を知り、また、そこでの参考資料を知ることにより、自らの力で、それぞれの興味の対象へと深く入っていくことができる。ただ、いずれの論稿においても、各国間の協調という目標の完遂には、まだまだ長い道のりがあるように思える。それは、EUという地域統合に、最初から付随していた困難にまつわることであるが、このような「統合」によって、正味で恩恵を受ける国々と、実質「持ち出し」になる国々との間での、利害関係の調整の問題である。そして、明白な傾向としては、前者（正味で恩恵を受ける国々）はEUへの加盟を望むであろうし、そのための条件整備を要求される。ところが、評者がドイツ人教授に聞いたところでは、加盟のためにそのような国々から公式に発表されるデータには、相当度の「粉飾」があることも多いそうで、実際に蓋を開けてみてびっくり、ということが往々にして起こるといふ。実際問題としては、様々な分野での統合を目指す際に中心となるのは、前述の、実質「持ち出し」になる国々、であるが、結局、あるいは究極的な結論として、それらの諸国間での主導権争い、あるいは利害調整が円滑に進められることが落とし所となってしまうであろう。これはまことに月並みな結論であるが、あるいは、だからこそ、普遍的といえるのかもしれない。

3. EUの企業

前述の通り、EU諸国の企業経営について、これほどとりあげられることは非常に珍しい。しかも、それぞれがとりあげる国についてすでに長い間研究に従事し、当該国の言語に親しん

だ研究者が、原語の資料にあたって得た研究であるから、悪かろうはずがない、等という安易なレベルの話ではなく、各章とも最新のテーマが独自の見地で検討されていることが注目される。第6章、EU法人としてのヨーロッパ会社、というテーマなどは、実は評者は初めて聞いたテーマである。株式会社のトップマネジメント組織、更にはコーポレート・ガバナンスというトピックは、評者も長年取り組み、ドイツの株式会社についても研究しているが、EU法人という概念については、寡聞にして知らなかった。考えてみれば、会社法などの法学の分野では、なるほど、あり得るテーマではある。ただし、コーポレート・ガバナンス研究に典型的に見られるように、この種の議論は、法学者だけによるものだけでは、どうしても不足する、不備な点が残るもので、やはりこのように経営学者による、企業経営という観点からの検討が不可欠である。まさしく新しいテーマであり、今後注目していきたい。同様に、第7章、EU域内会計統合の展開、という論稿では、「国際会計基準」が及ぼす影響についても検討されている。「国際」といっても実は全くの「アメリカ会計基準」であることは周知の事実で、EUが今後どのようにこれに対処していくのか、評者も注目している。この点についての結論は必ずしも明らかではないが、これもまた新しいテーマであり、この後の成果を心から期待したいと思っている。

これに対し、第8章、経営組織法と補償計画、はすでに筆者が長年取り組んできたテーマであり、ここではその最新の事態に関する検討が行われている。すなわち、ドイツの企業経営において重要な役割を果たす Betriebsverfassungsgesetz について、その改正が企業経営に対して及ぼしうる影響を、経営学的に考察したもので、他には見られないテーマ、かつ分析となっている。訳語や議論の展開に関しても、安心して読んでいけるものである。

これ以外の章でも、イギリス、フランスなど

について、各国の文献・資料による検討が詳しく行われている。当然と言えば当然であるが、海外の経済、経営について研究する場合には、当該国の言語の資料にあたること、そして現地に自ら赴き、原語でコミュニケーションをしつつ、情報入手することが必要である。この点、本書での各章の論稿は、評者が知るかぎり、非の打ち所がない。当然のことが当然には行われないことが多くなっているのが昨今の教育・研究の現場での実態のように見えるのは、評者だけではないと思うのであるが、この点、本書はすべての意味で安心して読める、非常に情報量の多い文献である。内容は初心者向けとは言えないかもしれないが、多くの読者を得て、EUに関する興味を高揚し、この分野での教育・研究に大いに資するものと信じている。